

## 介護職員特定処遇改善加算、福祉・介護職員特定処遇改善加算に係る情報公開 (見える化要件)

介護や福祉に関わる職員（以下、「介護職員等」）の処遇改善につきましては、国によりこれまでも何度かの取り組みが行われてきました。

令和元年 10 月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定並びに障害福祉サービス等報酬改定において、介護職員の更なる処遇改善として「介護職員特定処遇改善加算」が創設されました。当該加算を受ける為には下記 3 要件を満たす必要があります。

1. 現行の介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること。
2. 職場環境要件について「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他の区分」でそれぞれ 1 つ以上取り組んでいること。
3. 介護職員処遇改善加算の取り組みについてホームページへの掲載等を通じて「見える化」を行っていること。

3 の「見える化」要件とは、自社のホームページ等を活用して介護職員特定処遇改善加算も含めた処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を公表することです。

「見える化」要件に基づき、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記のとおり公表致します。

賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組み内容（見える化要件）

区 分	内 容	当事業所の取組
入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	入職時に事業所名の由来や経営理念を必ず伝え、スタッフ全員による理念の統一を図っている。入職者には経験豊富なスタッフと同行の下で支援を行い、個人のレベルに応じた人材育成を実施している。 また、子ども食堂や神社（豊國神社）に寄附＆協賛すると共に、イベント等にも参加して地域に根ざした事業所活動を心掛けている。
	職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施	
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	受講料や研修費の補助及びシフト調整等を行うことにより、スタッフが研修を受けやすい環境を整えている。 また、経験レベルに応じた研修参加を促すことにより計画的な人材育成を行い、人事考課に反映させている。
	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動	
両立支援・多様な働き方の推進	有給休暇が取得しやすい環境の整備	スタッフの状況に応じて声掛けや悩み相談等、極め細やかなサポートを行うことにより離職率の減少に繋げ人員を確保することにより有給取得がしやすい環境を作り上げている。 また、法務に職員相談窓口を設け相談体制の充実を図ると共に、必要に応じてメンタルヘルスチェックを行っている。
	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実	
腰痛を含む心身の健康管理	介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の習得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器導入及び研修等による腰痛対策の実施	部外講師を呼んで研修を実施し、腰に負担がかからない移乗の仕方等を学び腰痛対策に努めている。 他、利用者様毎に業務手順書を作成して、情報共有を図っている。
生産性向上のための業務改善の取組	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減	
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	月次ミーティングを実施し、コミュニケーションの円滑化やケアの好事例、注意事項等の情報共有を行っている。
	ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供	